

公開草案 2022年10月18日  
 (意見募集期限 2022年11月25日)

監査基準報告書570「継続企業」の改正について

年 月 日  
 日本公認会計士協会

改正案	現 行
<p>監査基準報告書570</p> <p style="text-align: center;"><b>継続企業</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日                      改正 2015年5月29日                      改正 2019年2月27日                      改正 2020年4月9日                      改正 2021年1月14日                      改正 2021年8月19日                      改正 2022年10月13日                      最終改正 2023年 月 日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (報告書：第27号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》                      (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》                      (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》                      (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》                      (省 略)</p> <p>・ 本報告書( 年 月 日)は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。</p>	<p>監査基準報告書570</p> <p style="text-align: center;"><b>継続企業</b></p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日                      改正 2015年5月29日                      改正 2019年2月27日                      改正 2020年4月9日                      改正 2021年1月14日                      改正 2021年8月19日                      最終改正 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会                      監査・保証基準委員会                      (報告書：第27号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》                      (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》                      (省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》                      (省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》                      (省 略)</p>

改正案	現 行
<div data-bbox="240 331 1454 520" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> <li>・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（ 年 月 日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》（A28項、A30項及びA31項参照） （省 略）</p> <p>《文例1》重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無 限定適正意見の監査報告書</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>における特別な考慮事項」は適用されない。）。</li> <li>・ 財務報告の枠組みにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、財務諸表にその内容等を注記することが求められている。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると結論付けている。財務諸表において重要な不確実性の注記が適切になされている。</li> <li>・ 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法に基づいている。</li> <li>・ 監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>・ 会社は監査役会設置会社である。</li> <li>・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<div data-bbox="1513 331 2727 445" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> </li> </ul> </div> <p>《付録 継続企業の前提に関する監査報告書の文例》（A28項、A30項及びA31項参照） （省 略）</p> <p>《文例1》重要な不確実性が認められ、財務諸表において注記が適切になされている場合における無 限定適正意見の監査報告書</p> <p>文例の前提となる状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場企業の適正表示の枠組みに準拠して作成された完全な一組の一般目的の財務諸表の監査である。当該監査は、グループ監査ではない（すなわち、監査基準報告書600「<u>グループ監査</u>」は適用されない。）。</li> <li>・ 財務報告の枠組みにおいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合、財務諸表にその内容等を注記することが求められている。</li> <li>・ 監査契約書において、監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」の財務諸表に対する経営者の責任が記載されている。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、無限定適正意見が適切と判断している。</li> <li>・ 監査人は、入手した監査証拠に基づいて、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると結論付けている。財務諸表において重要な不確実性の注記が適切になされている。</li> <li>・ 対応策及び継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる理由について、財務諸表における該当部分を参照する方法に基づいている。</li> <li>・ 監査基準報告書701に従って、監査上の主要な検討事項を報告することが求められている。</li> <li>・ 監査人は、監査報告書日以前にその他の記載内容の全てを入手し、また、その他の記載内容に関して重要な誤りを識別していない。</li> <li>・ 会社は監査役会設置会社である。</li> <li>・ 監査人は、財務諸表の監査に加えて、法令等に基づくその他の報告責任を有する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上